

○ 銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十一号）

改 正 案

現 行

（国内基準行）

第二条 海外営業拠点を有しない銀行の必要な調整を加えた自己資本の額は、自己資本比率告示第三十七条の算式における自己資本の額とする。

2 兼営法に基づき信託業務を営む銀行にあっては、前項に規定する自己資本の額に特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

（国内基準行）

第二条 海外営業拠点を有しない銀行の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（自己資本比率告示第四十条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第四十一条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。

2 兼営法に基づき信託業務を営む銀行にあっては、第一項の自己資本の額に特別留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。